

生駒市市民自治検討委員会第3回広報聴部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第3回広報聴部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

過日の第2回地域コミュニティ部会におきまして、部会での検討終了後、当日当該部会を傍聴されておりました方々に部会長が意見を求められたところ、先進7市町の条例を受けた生駒市としての考え方の例示について、なぜその例示とされたのかについての事務局の説明がなされていないとの意見がございました。

この生駒市としての考え方の例示については、事務局内でも例示として示すべきか否かについて議論がございました。すなわち、基本構想として各項目の考え方を導き出す検討材料としては、7市町の条例を比較検討することとし、例示は必要ないのではという意見と、例示することで基本構想を導き出す議論のきっかけになり、検討に入りやすいという意見があり、その結果、時間的な制約もある中で、検討に当たっては例示があった方がスムーズな議論に入れるのではとの結論に至ったところであります。

その上で、この例示についての考え方ではありますが、先ず、本年度は各項目の考え方を整理し、基本構想として条例の骨格を検討することとしており、条文の案については、この基本構想を踏まえて次年度で議論願うこととしていること、また、各項目に対する7市町の条例については、表現の違いこそあれ、その趣旨、考え方は大同小異であり、各市町の条文で述べたいことを端的に言い表したものを参考として例示し、部会ごとの議論に当たっての導入のしやすさを念頭においたものであって、先程申し上げましたとおり、議論しやすい表現、理解しやすい

表現を考えた結果であり、今後ともこの考え方に従って資料を作成して参りたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

なお、各項目ごとの考え方、いわゆる基本構想の検討の中で、例示の表現の内容について御議論いただくことはやぶさかではございませんが、本年度はあくまでも基本構想として、条例案の骨格となる各項目の考え方を整理することを主眼としておりますので、この点につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

< 部会長 >

どうもありがとうございました。先ほどの事務局の説明を踏まえまして、項目について検討していきたいと思えます。それでは事務局お願いいたします。

(1) 意思決定の明確化

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

意思決定過程ということですが、結果だけでなく、プロセスも明確にしていかなければならないということですが、何か御意見はございますでしょうか。

< 事務局 >

参考ですが、実施計画の公表、パブリックコメント制度、まちづくりにおける市民ニーズを把握するためのアンケート調査の実施、タウンミーティングの実施等市民の意見を吸い上げて、また、御意見を事業に反映する等行っています。

< 部会長 >

例示ではありませんでしたが、情報の共有化するということはあると思えます。

< 橋本委員 >

基本構想案で文末が明らかにするように努めなければならないとありますが、いらぬのでないかと思ひます。明らかにしなければならぬでいいかと思ひます。

< 事務局 >

例へば、情報公開の中で意思決定過程を公表することによつて、弊害もあることがある場合もあるので、必ずその過程を出して行くのがいいのかということもあります。

< 上田委員 >

情報を過程の中で明らかにしていかなければならぬことと、逆に混乱を招くこともありますので、努めなければならぬとしたほうがいいかなと思ひます。

< 部会長 >

整理しますと、努めなければならぬということ、すべての意思決定に関する情報を提供しなければならぬということから、ある程度幅を持たせた形で対応できると思ひます。というのも、全て明確にするのが市民全体にとってプラスかどうかという微妙な判断をしなければならぬ部分もありますので、それを考慮したうえで、努めなければならぬという文言で対応したほうがいいのでないかというのが一つ。もう一つが橋本委員がおっしゃた、明確にしなければならぬとしたほうが文章がすっきりするのでないかということ、です。

< 安原委員 >

私の考えでは、努めなければならぬということは、今までやっていなかった

のだから、これからどんどん進めていけなければならないという意味合いで解釈していました。

< 部会長 >

市民としましては、可能な限りしていただきたいという前提で、努めていかなければならないという文言で、幅を持たせるという意見だと思います。

< 荒井委員 >

できるだけ分かりやすい文章にするために、ニセコ町の条文にあるように、市の仕事の内容が市民に理解されるように、というような文書を入れておけば分かりやすいと思います。

< 部会長 >

市政に関する意思決定過程の情報ということと、市の仕事の内容が市民に理解されやすいということと、条例の位置付けに対するニュアンスが少し違うということになると思います。その点で表現の違いだけでなく、私たちがこれに対してどういうふうに対応するか、どういうふうな形で作るかということに、ある意味で根幹に関わってくるようなことかなという気がします。単なる表現の問題と違う、深いものがあるような気がします。

< 池田委員 >

広報広聴だけでなく、全体としての市の仕事分かるようにしておかなければならない。意思決定よりももっと大きなところであると思う。

< 部会長 >

市の仕事の内容が市民に理解されるという意識をどこかに組み込むような形でまとめていただけたらと思います。

< 事務局 >

御議論はごもっともだと思いますので、市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないという表現にさせていただきたいと思います。

< 部会長 >

そうしますと、努めなければならないということの意味が、理解されるということが問題となってきますので、先ほどの議論と繋がる、整合性がつくかなと思います。

そうしましたら、次に進みたいと思います。

(2) 情報収集・管理

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

それでは意見をいただきたいと思います。

< 飯尾委員 >

先進情報の先進という意味が分からない。別にいらないのでないかと思う。市政運営に必要な情報でいいと思う。情報は情報ですから。先進を入れると誰が判断するかというのも出てくる。

< 事務局 >

伊賀市の解説では先進というのが入っていたので入れさせていただきました。
おっしゃることはごもっともだと思いますが。

< 部会長 >

情報という言葉の中に先進も入ってくるべきであろうと考えられますので、
必要な情報ということでまとめておけばいいのではないかと思います。余談です
が、後進国も発展途上国という言い方に統一されたので、そういう意味では先
進の裏には後進というのがあるという疑念はあり、あとで問題を引き起こす恐
れがありますので、先進という言葉ははずしてもいいとは思いますが。はずすこ
とについて何か意見はございますでしょうか。それでは先進という言葉ははず
したいと思います。

あと、ここで分からなかったのは管理ということですが、どういうふうに考
えられているのでしょうか。

< 事務局 >

文書の私物化を排除すること、即時にかつ誰もが検索できるように行政の保
有する情報を一定のルールの下（ファイリングシステム）に適正に管理するこ
というのが主旨です。

< 部会長 >

分かりました。他にこの項目で御意見はございますでしょうか。

まとめさせていただきますと、先進という言葉ははずすということで、次に
進みたいと思います。

(3) 個人情報保護

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

個人情報保護条例がありますので、これとかぶった形でということでもないと思いますので、このような文言にしたのではないかと思うのですが。何か付け加えるようなことはございますでしょうか。

< 事務局 >

既に個人情報保護条例を施行していますが、多摩市は細かい条文になっていますが、既に施行している条例の第1条に「基本的人権を擁護する上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害を防止し、もって市民に信頼される市政を推進することを目的とする。」とありますので、自治基本構想の中では個人情報保護の方針のみを規定しておくことでもって足りるのかなという主旨です。よろしく願いいたします。

< 部会長 >

この点に関して御意見はございますでしょうか。

< 飯尾委員 >

名張市は上手に文言を入れていますが、生駒市として条例を制定しています、そっちできちんとやっていますというのを入れておくのがいいかどうかだと思いますが。

< 事務局 >

他市でも情報公開条例とかあると思いますが、基本構想案の中では別の条例で定めるところにというような言い方はしていませんが、条例の整合性の観点から入れておいたほうがいいのかは条例の検討のときに御議論いただいたらと思います。

< 部会長 >

ここでは結局、他条例でおさえておりますということを明示、周知徹底するべきかどうかだと思うのですが。又はこのままでいくか。

< 橋本委員 >

これは基本構想ですので、条例に入れ込む文言をすべて入れる必要はないと思いますので、これでいいと思います。

< 部会長 >

基本構想案ですから、必要な措置を講じるというところでとどめて、幅を持たせるといふ形よろしいでしょうか。

それでは、次に進みましょう。

(4) 広聴応答義務

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

何か御意見はございますでしょうか。ここでは結局言いつぱなしにならないように市できちんと対応するシステムを考えていこうということになると思います。

< 事務局 >

生駒市ではききみみポストを平成18年度から40箇所を増やしました。回答を希望される方については、担当課で回答をさせていただいております。それから問い合わせメールにつきましては、各課にいくものと市長に直接いくものがありますが、それらについても回答を希望するものについては回答させていただいております。また要望についても、例えば自治会の要望を文書でいただくことがあります。それについても回答できるものについては回答させていただいております。できるだけいただいた要望、意見等については御希望の方法で回答している制度をとっていますが、条例で制度化はできておりません。

< 部会長 >

事務局の説明がありましたように、要望に誠実に対応するということに関するゴリ押しを防ぐことと市民全体としてマイナスな部分も出てきますので、そういうものを精査する機関、システムも整備されつつあるということ踏まえて、要望及び苦情に誠実に対応するという文言で表現するということになるかと思いますが、他に意見はありますでしょうか。

< 飯尾委員 >

問題は先ほどのシステムづくりですが、結局それぞれの担当がデータを入れていかないと、個人個人のところで止まってしまう。基本的には情報を共有化しておかないといけない。万が一担当者が休んでしまうと分からなくなるので、システムづくりをきちんとしていかなければならない。

< 事務局 >

市民の色々な御意見を各課でデータベース化して共有するというのが大事であ

るので、その取り組みも検討しています。また、先ほどのききみみポストですが、出てきたものについては各課で回答するのですが、その回答も含めて一覧表にして、庁内ネットワークにて見出しだけが流していますが、最終的には市長が見る形になっております。

< 橋本委員 >

広聴というのは口で言うのは簡単ですが、実際はほとんど不可能だと思います。条例とか組織をつくったりとかを議論しても時間がないので、基本構想に盛り込む文言としてはこれでいいかと思います。

< 部会長 >

付け加えて欲しいのは、苦情・要望等の情報を共有化し記録するシステムをつくっておくということですね。

< 飯尾委員 >

職員の意識もありますよね。意識とシステムですね。

< 部会長 >

基本構想の文言としてはこれでとどめておきますが、この文言で終わらないよというところでお願いしたいと思います。

それでは次に進みましょう。

(5) 広報対応機関

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

この項目に関しまして御意見はありますでしょうか。

< 橋本委員 >

市民側からしますとたらいまわしにならないようにして欲しい。

< 事務局 >

先ほどの第4項にありました、適切に対応させていただく形でしたいと思いません。

< 橋本委員 >

設置という言葉が入ってないですが、運用に設置という意味も入っているのですかね。

< 部会長 >

もう一つこれは常設かどうかですね。問題ごとにそれをつくるというのが分からないですが。

< 事務局 >

伊賀市の解説では、市民が行政から不利益処分を受けた場合、当事者間の話し合いでは解決が難しい場合が多いため、救済の機関を設置すべきことを定めました。市民を保護する観点から、公設オンブズマンに限らず、広聴・相談窓口機関

を設置する方法なども検討が必要です、となっています。ここで言う機関は、救済等色々な判断する機関とかをいれていきましょうということです。

< 橋本委員 >

この項目はいるのですかね。

< 部会長 >

今まで議論されたことが円滑に進まなかった場合の対応策として救済機関を必要とするかということですが。

< 飯尾委員 >

会社で言えば監査役みたいなものでしょうか。要するに執行役員等がしていることについて、問題があったらものを言えることになっていますが、伊賀市の場合ではそういうことを言っているのでしょうか。

< 部会長 >

そこまでは言っていない気がしますが。

< 上田委員 >

先ほどの(4)の広報応答義務のところ、記録の整理、保存しなければならないとありましたが、運用はどうするのかと思いました。それが(5)で運用に努めなければならないと出てきましたけど、応答のところである程度クリアできていて、例えば、すぐやる課とかなんでも聞く課とかという窓口ではなくて、受け取った意見をどう整理して、市の機関が大切なことだと判断したという部分であるなら、(4)の広報応答義務のところ、兼ねられるかなと思います。記録の整理、保存に努め

なければならぬというところで必要であるならば、それに講じるということではないかと思えます。機関の運用に努めなければならぬということは外郭になるのか市役所の中になるのか、その内容によってはバラバラになります。小さいことですが、市民にとっては重要な問題かも知れませんが、そのために運用していくのは対応課だけでできると思えます。

< 飯尾委員 >

ここでの規定は、たらいまわしにされた時に生駒市は別の組織をつくって、たらいまわしにされたけど、どうなっているんですかということを行っているのではないかと思えます。そこまで言っていなかったらこの規定は意味がないと思えます。そういう駆け込み寺みたいなものをつくって、何かあったらそこに駆け込むと。

< 部会長 >

駆け込み寺的なものは必要だと思えます。全てが整合的にできるかということ、できない部分がある。だからたらいまわしが生じるであろうということを考えておいて、最終的にそういう機関をつくるという意味合いでくるかどうかですね。

< 事務局 >

ニセコ町では機関を置くことができる、伊賀市でも機関の設置に努めなければならぬ、となっておりまして、明確に必置機関として設ける状況ではないようです。逃げ道かもしれませんが。こういう規定を設けておくことで、将来不利益処分に対しての救済機関というものが真に必要となった場合、この規定に基づいて置くことができますよ、という規定です。この規定があるのはニセコ町と伊賀市だけです。

< 部会長 >

予測しがたいことが起きたときに対する対応として、機関を置くことができるという形で置いときましようか。

< 事務局 >

法的には行政手続条例の中で不利益処分に対する救済措置は十分でないかも知れませんが、聴聞等の手続きを設けることにより弁明の機会を与えるとかの救済措置はあります。ですから、基本構想の中でそこまでのことを謳いこむかどうかも含めて御議論いただけたらと思います。

< 部会長 >

これは新たに適正な機関を設置すると言っているのではなくて、これまでの機関のなかで適正に運用するともとれますね。既存の機関もうまく活用することも含めまして、適正に運用していくということで考えていきたいと思います。場合によっては設置することもありますよと。

< 荒井委員 >

昨年12月に生駒市が3,000人を対象にしたアンケートの結果、市民意見が反映されていないが46.9%、あまりされていないが36.7%、ほとんどないが10.2%。掘り下げたら、ばらまきの予算配分要求しておきながら意見が多いと思うので、市民の意識改革が必要だと思うんですけど。ですから適正な機関を設けて、意見とか要望とか苦情を処理して、それが反映されているかどうかというところまで追及して、それからもう一つはどうして反映されないかも考えなければならないと思います。市民と行政と議会も含めまして大事な機関だと思っています。内容について議論すればきりがありませんが。

< 部会長 >

今いただいた御意見は、大方の市民は満足してないというアンケート結果を踏まえて、私たちはこの文言を考えておかなければならない。基本的には意識も含めて適正な運用を考えていかなければならないであろう。市民も行政も意識改革も含めて、その結果として適正な機関の運用に努めていくということをここで謳ったらどうかということになると思うのですが。

様々な御意見をいただきましたが、基本構想案の文言としては、今言ったことも含めながら、こういう形で集約できるかどうかだと思いますが。

< 橋本委員 >

最初に省いたらどうかと言いましたが、省いたらいけないですね。話を聞いていたらそう思いました。

< 部会長 >

適正な機関とは、新たな機関を必要であれば設けるという意味を含めた上で、適正な機関の運用でくくっていいのではないかというのが大方の御意見だと思うのですが。その点、各市町村によって設置されている機関の状況が違いますので、比較的生駒市は機関としては整備されているような気がしますので、それを適正に運用し、必要ならば新たに加えることもやぶさかでないという意味を含めた上で、適正な機関の運用にという文言で集約できないかと。

< 事務局 >

ニセコ町と伊賀市に確認した上で、もう一度説明させていただきたいと思いません。

< 部会長 >

基本的にはこの文言でいきますけど、事務局が言ったようにニセコ町、伊賀市に確認をお願いしたいと思います。

続きまして、12月8日のシンポジウムについてですが、中川委員長と協議した結果、幹事会が内容については責任を持つということで話をしました。詳しくは事務局からお願いします。

< 事務局 >

10月17日(金)午前10時からシンポジウムの実施に関する事項を協議する幹事会が市役所401会議室で開催予定されており、シンポジウムの実施について御意見のある委員は事前に事務局に申し出いただくか、幹事会当日、オブザーバーとして出席いただきたいと思います。以上です。

< 部会長 >

他に何かございますでしょうか。

なければこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。